

## 平成30年 第12回教育委員会会議

### 1 日 時

平成30年10月15日（月）

開会 15時30分

閉会 16時32分

### 2 場 所

教育委員会室

### 3 出席者

田中新太郎教育長、金田清委員、横山真紀委員、眞鍋知子委員、西川恒明委員  
新家久司委員

### 4 説明のため出席した職員

新屋長二郎教育参事、藤村一志教育次長、升屋和夫教育次長、堀田葉子教育次長、  
近岡守教育次長兼保健体育課長、岡崎裕介庶務課長、杉中達夫教職員課長、  
塩田憲司学校指導課長、篠原恵美子生涯学習課長、田村彰英文化財課長

### 5 議案件名及び採決の結果

議案第30号 平成30年度石川県優秀教職員の決定について（原案可決）

議案第31号 石川県産業教育審議会委員の委嘱について（原案可決）

議案第32号 教職員の人事について（原案可決）

### 6 報告案件

報告第1号 平成31年度石川県公立学校教員採用候補者等の選考結果について

報告第2号 障害者雇用に関する調査結果について

報告第3号 平成30年度いしかわマスター教員の決定について

### 7 審議の概要

#### ・開会宣告

田中教育長が開会を告げる。

#### ・会議の公開・非公開の決定

議案第30号、議案第31号、議案第32号及び報告第3号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

#### ・質疑要旨

以下のとおり。

報告第1号 平成31年度石川県公立学校教員採用候補者等の選考結果について  
(杉中教職員課長説明)

それでは、報告第1号、「平成31年度石川県公立学校教員採用候補者等の選考結果」について、ご説明申し上げます。お手元の資料の5ページをお開きください。

まず、「1 候補者数」についてでありますけれども、教諭および養護教諭につきましては、受験者総数1245人から、採用候補者として315人を選考いたしました。この結果、受験倍率は、昨年度より0.2ポイント減少し、4.0倍となりました。

採用候補者を受験区分別に見ますと、小学校が140人、中学校および高等学校が130人、今年度から新たに設けた特別支援学校が30人、養護教諭が15人となっております。

特別支援学校の区分で丸かっこ書きとしておりますのは、特別支援学校を第1志望とした受験者71人に、併願で特別支援学校を第2志望とした43人を加えて114人が対象となったことを示しております、その中から30人を採用候補者として選考いたしましたので、実質の倍率は3.8倍となっているということを表記しております。

次のページをご覧ください。受験区分および中・高等学校の教科別、特別支援学校の学部別等における、採用候補者の内訳や倍率の一覧でございます。合計欄で角かっこ書きとしておりますのは、正規教員として3年以上の勤務経験を有する受験者を対象とした選考区分Ⅳの結果を内数で示しております。受験者44人の中から、23人を選考しております。

また、表の中ほどであります、工業の欄にある丸かっこは、民間企業等に正規職員として3年以上の勤務経験を有する工業受験者を対象とした選考区分Ⅴの状況を内数で示しております、受験者2人が両名とも採用候補者となったということを表しております。

表の下の方でございます。特別支援学校区分の採用候補者30人の内訳につきましては、小学部が14人、中・高等部が14人、理療科が2人です。

今年度の採用候補者の特徴といたしましては、採用候補者に占める新卒者の割合は43.8%で、過去10年間で最も高かった昨年度よりは下がりましたが、5年連続、4割超えとなっております。一方、採用候補者に占める講師経験者の割合は、47.0%となっております、昨年度より3.8%高くなっております。

とりわけ、今回より新設した特別支援学校教諭の受験区分の割合が76.7%と高くなっていることから、講師で特別支援教育に対しての意欲のある者が、多く合格したものと見ております。

また、他県等の現職教員や元職教員につきましては、32人でありまして、前年度より6人の増となっております、即戦力として活躍できる人材の確保とともに、UIターンの促進にも貢献できたものと考えております。

前ページにお戻りください。ページ中ほどの、現職の学校栄養職員を対象とした栄養教諭の特別選考につきましては、受験者7人から、5人を採用候補者として選考いたしました。

「2 結果発表等」につきましては、10月5日午後3時に、採用候補者の受験番号を県教委のホームページ等で公表するとともに、全受験者宛に結果を発送したところであります。

今回の選考においても、教科の専門性や、指導力・実践力のある優れた人材が得られ

たものと考えておりますが、さらに資質能力を磨き、指導力の向上を図るため、研修の一層の充実に努めてまいりたいと思います。

その第一歩としまして、採用内定者が4月から自信と熱意を持って教師生活をスタートできるよう、採用前の研修として、いしかわ師範塾でウォームアップセミナーを12月から3月にかけて、8講座実施することとしております。

なお、今回選考漏れとなった方々には、結果通知とともに来年度の講師申込書を送付したところでありまして、ぜひ、講師として経験を積み、次年度の採用試験の採用候補者を目指して、引き続き教職に対する意欲を失わず、頑張ってもらいたいと考えております。

以上です。

### 【質疑】

(西川委員)

この師範塾の8講座の中に、いわゆるコンプライアンスに関するような研修が、含まれているのですか。

(杉中教職員課長)

8講座を予定しておりますが、その中に赴任の心得という形で、赴任に当たっての公務員としての心得という講座でありますとか、社会人に必要なマナーということで、教育公務員としてとりわけ必要な心構えというものを指導する、そういう講座内容を持っております。

(西川委員)

分かりました

(横山委員)

6ページの工業科目の選考区分のところなのですが、民間企業の2名の採用者について、どういったご経験をお持ちだったのかとか、ちょっと気になりまして、またこの後教員として活躍していただくための教育と、現場へはどのような形でという部分についてお聞かせいただければありがたいです。

(杉中教職員課長)

工業における民間企業等での勤務経験がある受験者を対象とした特別選考でありますけれども、この方々は二人とも工業の免許はお持ちの方ということでありまして、2名のうちの1名は元職でありまして精密部品メーカーにお勤めの経験があります。もう1名の方は、現職の方で、電機メーカーにお勤めの方ということであります。いずれも工業高校に配置することとなりまして、即戦力として勤務していただけるものと期待しております。

(金田委員)

受験者にとっては倍率が低いというのは、いいと思うのだけれども、やはりこういう倍率が下がってくるというのは、何か寂しさと同時に将来行く末の心配が出てきます。

特に私はこの英語を見ていたら、またやはり一般民間の方へかなり流れる傾向が出てきたのかなという気がします。採用人数が変わらない中で、受験者数も減ってきている。これはどうしようもないのかなという思いもしますけれども、何とかいま一度教員の魅力と言いますか、先生の魅力という、学校というものの重要さというものを地道に訴えながら、やはりこの倍率が少しでも高くなれば、一概に言えないと思うのだけれど、いい人材がいたり、あるいは思わぬユニークな人材があり得るのではないかなと思うのですけれども、ぜひ地道な努力の方をお願いしたいなと思います。

(田中教育長)

実は、新潟県は1倍ぐらいなのです。そんな県も出てきているので、もう選べない県が出てきています。それは全国的に大量採用が続いているということも一つあるのですが、やはり教員の多忙化とかブラックという話が大きくやはり影響しているように思います。元々教員養成課程に入るような学生は先生を目指していますけれども、それ以外の学部から教員免許を取って教員になろうという方がやはり減っていると思います。

今までは一生懸命教員の魅力、やりがいのある仕事だということのアピールしてきたのですが、やはり今取り組んでいる教員の多忙化の改善ということも、しっかりとやっていかないと、特に民間がこれだけ人手不足で民間の働き方改革が進んでいくと、教員の方が一番ブラックな仕事で残ってしまうという意味で、大きなこれは教育の面では今後の危機だと思います。もう少し国、政府の方でも優秀な人材の確保という面では、やはり多忙化の改善というものは喫緊の課題だと認識してやっていただかないと、うちはまだ4倍でいいという状況なので、そこはつらいです。これが1倍とか1.2倍になったらもう選んでいられなくなるので、この間議会の方でも問題になったのですが、やはり講師が今足りないのです。要は何年も受験を繰り返して先生になるのだという意欲のある受験者が減るのです。大量採用ですから、やはりある程度の受験者は受かります。そうすると、民間がいいので、もう何回受けても受からないなら、もう教員は無理だと言って流れる。そうするとやはり臨任の講師も足りなくなるという状況が、ちょっと今、最悪の状況になりつつあります。そんなことを考えると、議会の答弁でも私が申し上げたのは、やはり多忙化、ブラック感を除去しないと教員を目指す優秀な人材、人がいればいいという話ではないので、優秀な人材に教師を目指してもらおうという意味では、ちょっと危機的な状況になりつつあるのかなということを議会でも答弁させてもらいました。

(金田委員)

国語、英語というのは一概に言えないけれど、女性の受験の方が今まで多かったのですかね。これが減ってきているというのは、かなり民間の方へ女性も含めて。

(田中教育長)

特に英語はそうだと思います。  
教員になるよりは、民間の引きが強いのだと。

(金田委員)

びっくりしました。これは英語がこんな2.9で、3倍を割るというようなことが。

(田中教育長)

あと国語の方はどうなのですかね。文学部を目指す子が減っているかもしれないですね。

(金田委員)

ちょっとこの二つは。

(田中教育長)

文系の衰退というのも若干影響があるかなと。社会の方は、歴史とかここはやはり先生を目指す人が結構多いので、引き続き高い倍率はあるのですが。

あと、保健体育は相変わらず倍率が高いのですが。ここはいいのですが。

(金田委員)

やはり教育長が言われたように、やはり4倍以上をキープして、願わくは5倍あたりをキープできればいいのだけれど。小学校の3倍というのもちょっと寂しい感じがします。

(田中教育長)

国も教員養成学部の再編みたいなことを言っているので、本当はちょっと心配なのです。

こういう状況が続いて、先ほど言いましたように1倍とかそんな県が増えてきたら、これは何かしないと。

(金田委員)

そうですね。

(田中教育長)

日本の教育の将来が危ないという話になりかねないことだと思っています。おっしゃるとおりだと私も思っています。

(金田委員)

はい。お願いします。

## 報告第2号 障害者雇用に関する調査結果について（岡崎庶務課長説明）

それでは、報告第2号「障害者雇用に関する調査結果」についてご説明いたします。資料は7ページをお開き願います。

8月の当教育委員会会議におきまして、障害者雇用率の算定について、厚生労働省のガイドラインでは、障害者手帳を所持していない場合は、医師等の診断書による確認が必要となっておりますが、こうした確認を行わないまま算定対象とする不適切な取り扱いを行っておりましたことをご報告いたしました。

具体的な数値で申しますと、1(3)の表の平成29年の公表値として掲載している数値で、厚生労働省には障害者が137人と報告しておりましたが、そのうち手帳を持っていると申告等があった者は91人であり、雇用率にすると1.45%と報告いたしました。

その後、厚生労働省から障害者任免状況について再度点検するように依頼があり、全ての正規職員および嘱託職員を対象に、厚生労働省のガイドラインに従って現物の確認または写しの提出による障害者手帳の有無等の調査を実施し、その結果と今後の対応について、先週公表したところであり、改めてご報告するものでございます。

まず、資料の「1.調査結果」に記載のとおり、今回の調査で手帳の所持を確認できた職員は、平成29年6月1日時点では、81人でありました。8月の報告では、手帳所持者は91人と申し上げましたが、今回の調査で、手帳の所持は写しの提出で確認できたものの、フルタイム勤務から週約19時間勤務の再任用短時間に勤務形態を変更したことが判明し算定対象外となった方や、既に亡くなられており、手帳の所持が確認できなかった方がいたことから10人減少したものでございます。

同様に、今年の6月1日時点の数値も点検するよう依頼があり、調査した結果、手帳の所持を確認できたのは83人でありました。

また、(2)にあるように、今回の再点検に当たり、報告の対象となる職員について石川労働局に確認した結果、新たに二つのことが判明し、算定対象となる職員数を修正いたしました。一つは、①のとおり、常勤であるか非常勤であるかに関係なく、採用から1年を超えて勤務する者は算定の対象となることから、嘱託職員が追加になったこと、もう一つは②のとおり、出向中の職員は、その者が生計を維持する必要に主たる給与を支払う機関の職員となること、具体的には、県教委の場合、埋蔵文化財センターへの派遣職員は、算定対象から除外されることになりました。

以上の結果、再点検後の障害者雇用率は(3)の表のとおりとなります。平成29年度について、まず、分母については、当初、6268人としておりましたが、嘱託職員が追加される一方、埋蔵文化財センターへの派遣職員が除外されたことから6331人となっております。他方、分子については、先ほどご説明したとおり、81人となっております。この結果、平成29年度の障害者雇用率は1.28%となり、法定雇用率の達成には58人不足しているという状況となっております。

同様に平成30年度は1.32%となっておりますが、法定雇用率が平成29年度に比べて0.2ポイント増えて、2.4%となっていることから、不足数は67人となっております。

最後に、「2.今後の対応」であります。「①正規職員」については、知事部局において、既に身体障害者を対象とした別枠採用試験を実施しておりますが、今後は教委としても、知事部局とも連携しながら、障害者の職場の拡大や年齢要件の緩和などについて検討し、障害者を対象とした別枠採用を拡大すること、「②嘱託職員」については、現

在、障害者を対象とした別枠採用を行っていませんが、新たに別枠採用等を行うことなどにより、積極的な採用に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、教育委員会の職員数の約9割を占める教員については、教員免許状の保持に加え、一定の能力・資質が必要であります。文部科学省の資料によれば、障害のある方の受験者数が全国の合計で約300人と極めて少ない現状にあり、一気に採用を増やすことは現実的には難しい状況にあります。これまで、本県の教員採用試験では、試験内容は同じであるものの、実技試験の免除や手話通訳者による補助など、障害者の種類や程度に応じた配慮を行っておりますが、いわゆる別枠として人数に示していないのが現状であり、今後、他県の取り組み状況も参考に、身体に障害のある受験者数の増加に向けて、どのような対応ができるか検討を進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

(田中教育長)

今ちょっと最後に説明したのは、事務方の知事部局等、事務職員であれば仕事の切り分けなどができまして、全体の職員を分母にして2%台というのはそんなに難しいことはないのかな。ただ、私どものこの6300人というのは、ほとんど教員が分母でございます。教員の場合は、教員免許がまず必要で、採用選考試験を合格していただく。先ほど言いましたように全国で300人しか受験者がいない。合格者が50~60人という状況の中で、では大半が教員が占めるところで法定雇用率を確保しようといっても、これはなかなか一気にできません。まず受験者が少ないところなので数年かかるのだらうと。そうかといって、では教員では難しいので、それ以外の事務方でその教員の分を全部補って、障害者を雇用していくと、障害者雇用率がすごく高い、教育委員会の事務局の事務職員だけすごく高い障害者雇用率を出さなければいけないということになるので、これはまた業務上いろいろな支障が生じるということなのですが、法定雇用率も定まっております。これを早期に達成するよう努力しろという国からの指導でございますので、現実を見ながら少しでも障害者が雇用できるように仕事の切り分け、要件の緩和、いろいろなことをやりながらやってきたいと思っております。

まず事務方からしっかりやっていきたいと思っておりますけれど、教員の場合はまずは教員免許を持っている方で受験者を確保するという、なかなか現実的には難しい課題でございます。ただ、教員が分母に入っているということは事実でございますので、警察官は抜けているのですけれども、教員の場合は入っているということなものですから、法律で定められている率達成に向けて少し時間は必要だと思いますけれど、知恵、工夫しながら少し来年、31年度ではなくて32年度採用からになりますけれども、教員についてもちょっといろいろ他県の状況を見ながら工夫をして頑張っていきたいと思っております。

【質疑】

(新家委員)

二つあるのですが、確認なのですけれども、調査結果の「②出向中の」の文章で、埋蔵文化財センターへの派遣職員の方は、算定対象から除外したというのは、これは埋蔵文化財センターは、3セクだから除外ということですね。

(田中教育長)

そうです。向こうで給与を払っているということで。

(新家委員)

そういうことですね。はい。分かりました。

(田中教育長)

籍はこっちに元々あるのですけれど、今までは一緒に。

(新家委員)

独立しているという意味ですよ。この組織の中には入っていないということですね。

(田中教育長)

はい。県関係でいうと、例えば公立大学法人とか、そういうところへ出向して、向こうで給料をもらっていると、全部そっちでカウントしています。

(新家委員)

はい。分かりました。それで、先ほどの教育長の補足の話なのですけれども、今後の対応の①の最後の方で、障害者を対象とした別枠採用を拡大する。これは、知事部局の話ですよ。それで、教員の方は今は別枠採用というのではない。

(田中教育長)

実は、今、知事部局だけが別枠採用を事務職員がやっていたのですけれど。

(新家委員)

そうですね。

(田中教育長)

ただ、県立学校の場合、ご存じだと思いますけれど、事務職員は異動があるので、知事部局から事務局、県教委へ来たり所属が変わるので、知事部局の採用の中でやっていた。その中で、例えば県教委独自の学校事務職員というのがありますので、別途やっているものもあるので、少し含めて、ただ、それをばらばらにやるのか、知事部局でまとめて採用して、人事で配置するのかということを含めて、少し大きくくりにした方がいいのかなという検討も含めて取り組みます。だから、知事部局とも連携しながら、知事部局においては教育委員会、警察とも連携しながら。これは事務の方です。教員の方はちょっとまた別で、他県では別枠という、人数を表示している県もあります。教員で障害者手帳を持っている方で、採用5人とか。ところが実際は5人採用していません。事実上受験者がいて、選考試験で教壇に立てるという判断をした人を2人ないし1人採用しているというのが現状で、他県も枠を示したからと言って枠どおり採っていません。ただ、うちは枠も示していないということなので、例えば5人採りますよという表示をして、受験者を増やすというようなことも少し検討していかなければいけないかなと今思っています。



(新家委員)

別枠という意味が、ちょっとよく分からなかった。

(田中教育長)

315人のうち5人は障害者枠ですよみたいな表示をするかどうか。そういうことも検討の俎上に上げるということです。ただ、5人必ず採るということにはなりません。

(新家委員)

はい。分かりました。

(眞鍋委員)

この問題が顕在化する前は、公表値では限りなく法定雇用率 2.2%に近い 2.19%だったわけですね。で、実際に調べて見ると手帳を持っていらっしやらなかった方が 50人ぐらいいらっしやったということになりますね。これは、故意に水増しをして 2.2%に近づけるようにしていたからこうなっているのか、あるいは何らかの、例えば疾患とか障害をお持ちなのだけれども、手帳は取得されていないという方が 50人いて、この方々がこれから手帳を取得されるような見込みとか、多少は何人かはいらっしやるのかとか、そういうことについてちょっと教えていただきたいのですけれど。

(田中教育長)

前の当会議でもちょっとご説明しましたけれど、国は手帳を持っているか、手帳を持っていなくても医者や診断書で何かでそれ相当の障害があるということが確認できればいいですよというガイドラインになっているわけです。ですから、うちの方はそのためだけに診断書を取ってもらっているわけではなくて、人事の関係で、あなたは障害がありますか。何級ですか。あるいは障害がなくてもどんな体に障害がありますかということ、人事管理上自己申告していただく。その人事管理上の自己申告の中身を見て、障害者手帳を持っていらっしやらなくてもこれだけの障害があるのなら、ほとんど後天的な障害ですけど、では障害者の例えば 6 級、5 級に相当するのだということ、人事担当者が判断してカウントしていたということなので、水増しと言えば水増しなのだけれど、別に率を達成するために、無理に全然障害者手帳を申請してもならないような人を全部カウントしていたというわけではないのですけれど。ただ、言い訳はできません。改めて診断を取ってくれということも要請していないわけですから。

ただ、このガイドラインのまた面白いところがあって、強制してはならないと。となると、現状では結局手帳を持っている人しか駄目なのですよ。だって、「診断書を取って来てください。身体障害者手帳に相当するだけの障害があるから、医者や診断書を受けて来てください」とは強制してはならないと。そんなようなガイドラインなので、何十年そういう中でやってきて現場判断でやってきてしまっていた。だから、全く障害も何もない人をカウントしていたわけではないけれども、では 6 級に本当になっていたかどうかまでは、裏は確認していなかったというのが現状です。ほとんど後天的です。

それで、結局今はどうなっているかということ、もう厳密に確実に現物が確認できた人だけ。診断書を取ればなれる人も多分いると思いますけれど、それも強制もできないの

で、今はお願いもしていません。それなら、障害者手帳を持っていますか。写しか現物を見せてくださいという形で、今、再調査をしました。診断書を取ってくださいというお願いはしていません。受けてくださいもしていません。そんな状況で最低限の数字と言ったらおかしいですけど、最小の数字に今なっているというふうに見ていただければと思います。

あともう一つは 20 時間未満の人はカウントしないというどうもルールだったそうなので、それが改めて分かって、短時間再任用で 20 時間を切っている人を今回対象から除きました。その中にも少し障害の方がいらっしゃって、障害の関係で例えば私は短時間でお願ひしますという人がいたなら、それも今度は 19 時間では駄目と。いろいろ確認したら、思い込みで今までやっていたことが国の指示とはちょっと違っていたということもありまして、ということでございます。

先ほど言いましたように、教員の場合、教育委員会はちょっとつらいところがございます。

(田中教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第 30 号 平成 30 年度石川県優秀教職員の決定について

杉中教職員課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 31 号 石川県産業教育審議会委員の委嘱について

塩田学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 32 号 教職員の人事について

杉中教職員課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

報告第 3 号 平成 30 年度いしかわマスター教員の決定について

杉中教職員課長が説明した。

・閉会宣言

田中教育長が閉会を告げる。